

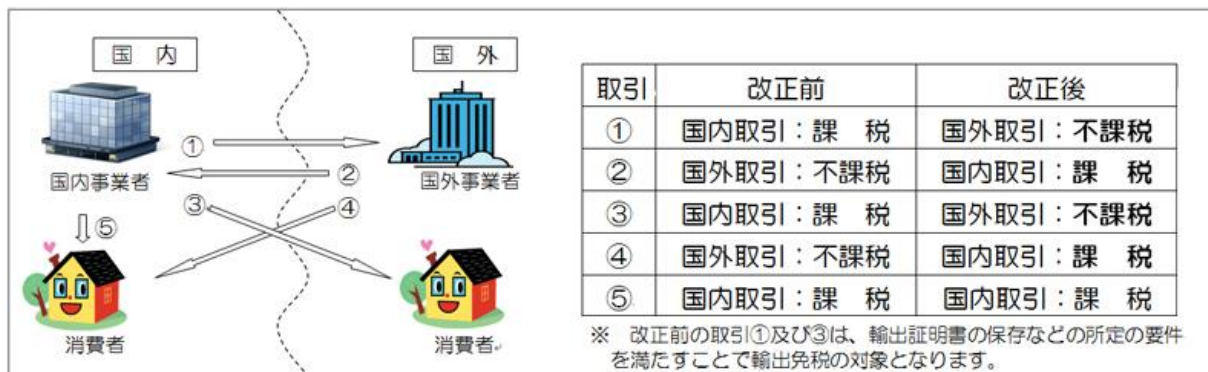
第164回：国境を越えた役務の提供に係る消費税

Google アドワーズに代表される広告掲載などのようにインターネットを介して国内外の事業者、消費者は様々なサービスを受けることができます。その際に、税務上で問題となってくるのが消費税は課税されるのか、だれが消費税を納税すべきなのかという点になります。

平成27年の税制改正によりインターネット等を利用して国境を越えて行われるサービスの消費税の取り扱いについて大きく変更されることとなりました。

今回はこの消費税の取り扱いについてご説明させていただきます。

■電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し



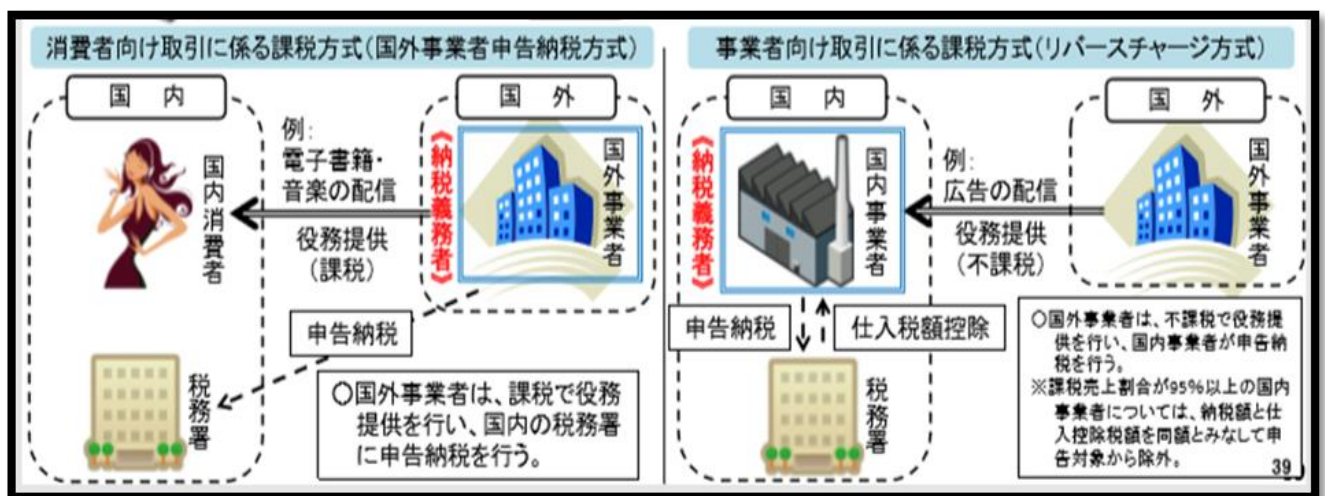
(出所：国税庁 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について より)

【課税判定 国内取引かどうか？】

平成27年10月1日以降の電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供(電気通信利用役務の提供)の消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準が、役務の提供を行う者の事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所地等」に変更されました。

これにより今までは国内事業者や消費者が海外事業者から受けるサービスは国外取引であり、消費税がからなかったものが、国内取引となり、消費税が課税されることとなりました。

■リバースチャージ方式とは



(出所：経済産業省 平成27年度経済産業関係 税制改正より)

電気通信利用役務の提供は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」と「消費者向け電気通信利用役務提供」とに区分され、「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から役務提供を受けた国内事業者が申告納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されています。

リバースチャージ方式とは、「国外事業者から事業者向け電気通信利用役務の提供(これを特定課税仕入れという)を受けた場合、サービスの受け手である国内事業者に消費税を課す」方式です。

ただし、経過措置により課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税制度の適用事業者は、その「事業者向け電気通信利用役務の提供」がなかったものとして、「リバースチャージ方式」の適用はありません。

	消費者向け電気通信利用役務の提供		事業者向け電気通信利用役務の提供	
対象取引	国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のもの		国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、当該電気通信利用役務の提供に係る役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの	
課税方式	国外事業者申告納税方式		リバースチャージ方式(国内事業者に納税義務を転換する)の導入、国内事業者の「特定仕入れ」が課税対象、「特定課税仕入れ」が納税義務の対象	
	国外事業者(役務提供者)	役務提供を受ける国内事業者	国外事業者(役務提供者)	役務提供を受ける国内事業者
	・消費税の納税義務を負う ・一定の要件を満たす国外事業者は、国税庁長官に申請書を提出し、登録国外事業者となることができる(2015年7月1日より申請可能)	・消費者向け電気通信利用役務の提供に係る消費税については、当分の間、仕入税額控除が認められない ・ただし、消費者向け電気通信利用役務の提供であっても、登録国外事業者から役務の提供を受け、登録国外事業者の登録番号等が記載された請求書等の保存等がある場合には仕入税額控除が認められる	役務提供を受ける国内事業者が、リバースチャージの対象取引に係る消費税の納税義務者となる旨を表示する	・課税売上割合が95%以上の課税期間においては、当分の間、リバースチャージ税額と特定課税仕入れ税額を同額とみなして、申告対象から除外 ・課税売上割合が95%未満の場合はリバースチャージ税額と特定課税仕入れ税額を申告

また、消費者向け電気通信利用役務提供(電子書籍・音楽・映像の配信等インターネット上で広く消費者を対象に提供されるサービス)を行う国外事業者が登録国外事業者であれば、事業者より役務提供を受ける者は仕入税額控除の適用を受けることが出来ます。

この場合、他の課税仕入れの要件に加えて、帳簿については「登録国外事業者」に付された「登録番号」、請求書等については「登録番号」と「当該役務の提供を行った事業者において消費税を納める義務があること」の記載が要件とされています。

【消費者向け電気通信利用役務の提供に係る請求書等の記載事項】

- ①書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号
 - ②課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
 - ④課税資産の譲渡等の対価の額
 - ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
 - ⑥課税資産の譲渡等を行った者が消費税を納める義務がある旨
- ※網掛太字が、他の課税仕入れに係る請求書等の記載事項と異なる部分になります。

なお、取引相手から交付される請求書等の保存については、紙によるものに代えて、上記の法令に規定された記載事項を満たした電子的な請求書等の保存によることが出来ることとされています。

また、「登録国外事業者」は、その消費者向け電気通信利用役務の提供を受ける事業者の求めに応じ、必要な事項が記載された請求書等を交付する義務が課されています。

その国外事業者が「登録国外事業者」に該当するかどうかは、当該事業者の氏名又は名称、登録番号及び登録年月日等について、国税庁ホームページで「登録国外事業者名簿」にて確認することが出来ます。

国境を越えて行われるサービスの消費税の取り扱い、実務上は非常に煩雑で見落としやすい取引となります。該当の取引が発生した場合には、登録国外事業者に該当するのかの確認をお忘れなきよう気を付けましょう。

ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください!